

令和4年度 第2回豊田市開発事業対策協議会 会議録

会議名 令和4年度 第2回 豊田市開発事業対策協議会		記載者氏名 開発調整課 主査 花木 薫	
日 時 令和5年3月17日(金) 午前10時00分 ~ 午前11時00分		場所 南51会議室	
出席者	団体名	氏 名	
	愛知県行政書士会豊田支部	支部長	勝田 崇
	愛知県土地家屋調査士会豊田支部	副支部長	加藤 昌士
	(一社)愛知県測量設計業協会	理事	早川 正喜
	(公社)愛知県建築士事務所協会	豊田支部 支部長	中山 憲和
	(公社)愛知県宅地建物取引業協会豊田支部	(代理)	後藤 敦司
	(公社)愛知建築士会	豊田支部 常議員	谷合 伸五
	(公社)全日本不動産協会愛知県本部	(代理)理事	岩月 幸十
	豊田市区長会	理事	小池 伸二
	豊田商工会議所	(代理)事務局	早川 秀喜
	豊田森林組合	(代理)総務課 主任	原田 勝行
	愛知県西三河県民事務所	豊田加茂環境保全課 課長	夏目 隆志
	愛知県豊田加茂農林水産事務所	(代理)林務課 主幹	末吉 勝也
	愛知県豊田加茂建設事務所	(代理)維持管理課 主事	牛田 陽也
	豊田市	(代理)都市整備部 部長	阿久津 正典
	豊田市農業委員会	(代理)事務局長	小木曾 哲也
【事務局】			
開発調整課長	鈴木 晃弘	開発調整課 副課長	是枝 伸弘
開発調整課 担当長	市川 靖浩	開発調整課 主査	花木 薫
議 事			
○議事 (1) 令和4年度の実績【報告】 (2) 令和5年度の事業計画(案)【協議】			
→議事は全て了解を得られた。			
○今後事務局で検討する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)豊田市違反開発防止週間で実施する、各団体の主体的なパトロールの詳細について、事務局で検討の上提示する。 ・どのような行為が違反開発となるか、分かりやすい表現方法を事務局で検討する。 ・協議会の取組の効果的なPR方法について、事務局で検討する。 			

議 事 録

(令和4年度 第2回豊田市開発事業対策協議会)

日時：令和5年3月17日(火)

午前10時00分～午前11時00分

場所：南51会議室

事務局（鈴木）

協議会開催、会議進行

<あいさつ>

会長代理

（阿久津都市整備部長）

本日は、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。本年度2回目の協議会となりますが、会長の高井が年度末の人事異動等により急遽出席できなくなりましたので、代理を務めさせていただきます。

日頃は開発行政に御協力いただきありがとうございます。12月にはQRコードの違反ステッカーの貼付けや、ポスター掲示に御協力いただきました。また、この協議会の取組もあってか、違反開発は減少傾向となっています。5月には盛土規制法も施行されるため、引き続き違反開発防止に御協力をお願いします。

事務局（市川）

議事（1）令和4年度の実績

ア 協議会の年間取組について【資料により説明】

各団体が主体的に実施した内容の説明【各団体より説明】

行政書士会（勝田）

・愛知県行政書士会豊田支部の取組

愛測協（早川）

・一般社団法人愛知県測量設計業協会の取組

森林組合（原田）

・豊田森林組合の取組

<質疑>

建築士会（谷合）

・会員への周知やHPへの記事掲載については、当団体でも可能なため、実施を検討していきたい。

事務局（市川）

イ 違反開発事業の情報提供と対応状況について【資料により説明】

ウ 違反開発事業の状況について【資料により説明】

<質疑> なし

事務局（市川）	<p>議事（２）令和５年度の事業計画（案）</p> <p>ア 事業スケジュールについて【資料により説明】</p> <p>イ 主要な取組みについて【資料により説明】</p> <p>ウ （仮称）豊田市違反開発防止週間の創設について【資料により説明】</p> <p><質疑></p>
林務課（末吉）	<p>・土地所有者が安易に土地を提供しないような取組は有効的と考える。森林法においても、土地所有者の同意が必要になるなど、制度が変わってきており、県としても取り組んでいきたい。</p>
行政書士会（勝田）	<p>・パトロールは合同で実施するのではなく、各団体に違反開発防止週間にパトロールを実施するということがよいか？</p>
事務局（鈴木）	<p>・違反開発防止週間中に各団体の主体的なパトロールを重点的に行っていききたい。具体的な方法等は別途検討し提示する。</p>
商工会（早川）	<p>・商工会に対して、工場の立地可能な土地の問合せがある。違反行為が行われることがないように、情報共有した方がよい</p>
事務局（鈴木）	<p>・開発調整課に相談していただきたい。</p>
愛測協（早川）	<p>・違反開発の事例を資料で出せないか？協会内で周知しているが、どのような行為が違法となるか分かりにくい。</p>
事務局（鈴木）	<p>・具体的な事例を示すことは難しいが、ポスターで事例紹介を行っている。どのような行為が違反開発になるか、分かりやすい表現の方法を今後検討していく。</p>
会長代理（阿久津）	<p>・手続条例で違反事業として公表する場合もあるが、それ以外の場合には個人情報等もあり、具体的な違反事例を出せない場合もあるため、パトロール等で違反現場の状況を共有するなど、事務局で検討していただきたい。</p>
建築事務所協会（中山）	<p>・残土を搬出したい業者と、搬入したい業者をマッチングするような取組は可能か？マッチングが上手くできれば、違反が減るのではないか？</p>
事務局（鈴木）	<p>・公共工事では既に残土情報を共有し、残土の流用等を実施している。民間工事では仕組みの導入が難しい。</p>
会長代理（阿久津）	<p>・残土の搬出入については、民間企業同士でバランスとりながら進めることが望ましいと思うが、公共が対応することは難しい側面もある。</p>

- 行政書士会（勝田） ・協議会の取組を上手にPRした方がよいのではないか？新聞やテレビに取り上げてもらうと、市民等への周知が期待できるのではないか？
- 事務局（鈴木） ・本日市役所敷地内に懸垂幕を設置している。PRの方法については、引き続き検討していく。
- 会長代理（阿久津） ・豊田市は情報発信が苦手なので、メディア等を活用し、上手にPRをしていただきたい。
- 区長会（小池） ・残土処分を違法で行うような事業者が困るような取組が必要ではないか。違反者に対する罰金等が違反の抑止につながる。
- 会長代理（阿久津） ・手続条例の罰則では限界があるが、今後盛土規制法により、強力な罰則規定が設けられるため、違反の抑止効果があると期待している。
- 事務局（市川） その他 報告事項
（１）豊田市開発事業監視指導部会の構成部署の変更について
（２）盛土規制法について
<質疑> なし

（了）